

これが秋田だ！食と芸能大祭典開催業務に関する 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、これが秋田だ！食と芸能大祭典開催業務について、委託業者の選定にあたり実施する公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 発注者

これが秋田だ！食と芸能大祭典実行委員会（以下「実行委員会」という。）

(2) 業務名

これが秋田だ！食と芸能大祭典開催業務

(3) 業務内容

別添『これが秋田だ！食と芸能大祭典開催業務』（以下「仕様書」という。）
のとおり

(4) 業務期間

契約締結の日から令和5年7月31日まで

(5) 事業規模

本業務の事業規模は、30,000千円（消費税および地方消費税を含む。）
までとする。

3 選定方式

選定方式は、企画提案書の内容、過去の実績等を総合的に比較検討し、最適な業者を選定する公募型プロポーザルとする。

4 参加資格に関する事項

(1) 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

ア 公益財団法人秋田観光コンベンション協会の賛助会員であり、賛助会費を完納していること。

イ 過去に公的機関等が発注した本業務の内容と同種の業務又は類似の業務の受託実績を有する者であること。

ウ 秋田市より、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置を、公募開始の日から特定結果の通知の日までの期間内に受けていないこと。

エ 秋田市税に滞納が無いこと。

オ 参加者、参加者の役員又は参加者の経営に事実上参加している者が、集

团的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと。

(2) 共同企業体(JV)での参加

本プロポーザルに共同企業体での参加は可能とする。ただし、すべての構成団体が(1)の要件を満たしていなければならない。また、構成団体が別途単独または重複しての参加は認めない。

5 参加表明

(1) 提出書類

- ア 参加表明書(様式1)
- イ 業務実績書(様式2)
- ウ 誓約書(様式3)
- エ 会社概要および業務の実施体制(様式4)
- オ 秋田市税の納付書の写しまたは完納証明書
- カ 共同提案申請書(JV参加のみ)

(2) 提出期限 令和5年1月25日(水)正午

(3) 提出場所 〒010-0921 秋田市大町一丁目2-37

これが秋田だ!食と芸能大祭典実行委員会事務局
(公益財団法人秋田観光コンベンション協会内)

Tel 018-824-1211 Fax 018-824-0400

E-mail acvb@acvb.or.jp

(4) 提出部数 1部

(5) 提出方法 持参によること。

(6) 受付時間 午前9時から午後6時まで(1月25日は正午まで)とする。

6 参加者の決定

本プロポーザルへの参加者は、5の提出書類について実行委員会における審査を経て決定するものとし、審査結果は書面(ファクシミリ)により通知するものとする。

7 企画提案書の作成

本プロポーザルへの参加者は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

(1) 提出書類

- ア 実施計画書
 - ・様式自由(A4版)
 - ・企画提案の構成は概ね次のとおりとする。
 - ①基本的な考え方
 - ②各会場ごとの企画案

③会場配置図(全体、会場毎)

④イベントの広報計画

イ 広告協賛金募集計画書

- ・様式自由 (A4版)
- ・広告協賛金に対する対価や見込み額などを盛り込むこと

ウ 見積書

- ・様式自由 (A4版)
- ・企画提案にかかる費用を積算すること。

エ 実施スケジュール

- ・様式自由 (A4版)
- ・契約後から事業終了まで、企画提案の実施スケジュールを提出すること。

(2) 不明な点がある場合の質問の提出および回答

ア 提出方法 電子メール (メールアドレス: acvb@acvb.or.jp)

イ 提出期限 令和5年1月24日(火)午後4時

ウ 回答方法 電子メールにて回答。なお、質問および回答内容は、プロポ
ーザルに参加表明した全ての者へメールにて情報開示する。

8 企画提案書の提出

(1) 提出期限 令和5年2月3日(金)正午

(2) 提出場所 5(3)に同じ

(3) 提出部数 正本1部、副本5部とする。

(4) 提出方法 5(5)に同じ

(5) 受付時間 土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後6時まで
(2月3日は正午まで)とする。

9 委託業者の選定

委託業者は、審査会でのプレゼンテーションおよびヒアリングを経て、総合
評価方式により選定する。

(1) 審査会

ア 日 時: 令和5年2月6日(月)15:30から

イ 会 場: 秋田商工会議所1階会議室

ウ 内 容: 企画提案書によるプレゼンテーションおよびヒアリング

エ 注意事項: プレゼンテーションは1者10分以内とし、特に強調した
点や背景などを述べるものとする。

(2) 評価項目および評価割合

ア 業務執行力 15/100

イ 企画提案書の内容 65/100

ウ 広告協賛金募集計画および見積書の妥当性 20/100

エ 応募者が1者であっても審査を実施するものとし、審査委員による評

価割合の平均点が70/100を下回った場合は選定しない。

(3) 選定結果の通知

選定された企画提案書の提出者に対しては、書面によりその旨を通知するとともに、特定されなかった者に対しては、書面によりその旨と理由を通知する。

10 契約の締結

(1) 9において選定した者と、契約締結に向けた交渉を行う。

(2) 当年度の業務委託内容において、円滑かつ適切に実施したと認められる場合には、次年度における開催について引き続き委託することとし、初年度より最大3年間委託できることとする。

11 提案の無効

次のいずれかに該当する場合は、その者の提案等を無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合

12 その他

(1) 企画提案書の作成等に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された書類等は返却しない。

(3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

(4) 提出された書類等は、審査および説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。

(5) 提出された書類等は、公平性、透明性および客観性を期すため、公表することがある。

(6) 前号により公表する場合、提案書の写しを作成し、使用することができるものとする。

(7) 企画提案書、広告協賛金募集計画等の提出後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。